南宋大軍兵士の給與錢米について

——生券・熟券問題と關連して——

小岩井弘光

一　はじめに
二　宋代兵士給與における本俸と加俸
三　南宋大軍兵士の給與錢米
四　南宋差出兵士と加俸錢米
五　加俸錢米と生券
六　熟券についての見解
七　生券と熟券の解釋
八　生券軍・熟券軍についての展望
九　おわりに

一　はじめに

南宋政權が北邊の壓迫に耐えて百五十年も存續し得た一因は、南宋初期に諸將麾下の軍團を再編して成った駐劄御前軍（大軍）の存在にあろうかと思われる。卽ち南宋政權の存亡を左右したのは大軍の強弱にあるといえよう。[1]

さて、宋代の兵制はこの大軍をも含めて募兵制に依據した。さすれば給與の多寡が兵士の優劣を左右し、ひいては大軍の強弱を左右しよう。小稿が南宋政權の基盤解明の一策として、その大半を大軍を中心とする南宋兵士の給與錢米の考察に充てる所以である。

給與內容上に對象を錢・米に限ったのは、兩者が給與の中心を構成するものであること。一方、料錢や糧米に關る言及は現在まで充分行われたといえず、筆者も從來糧米に關って管見を加えたに過ぎぬ[2]ところであり、なお給與錢米には檢討

の餘地を殘すと解されるからである。又、給與支給上に生劵・熟劵を考察の對象としたのは、大軍兵士の給與には本俸のほかに出戍時の加俸錢米の占める部分が大きく、その解明には生劵・熟劵への言及を避けられぬからである。

なお、生劵・熟劵については安部健夫博士の雄篇があり、[3] 小稿はこの驥尾に付するものに過ぎぬが、博士はその研究の目的を元代生劵軍・熟劵軍の來歴や性質を知るため、とも記されている。この兩軍は南宋滅亡過程で元側資料に多く登場するものであり、今後この兩軍の解明が進むならば、更めて南宋大軍自體も明確に出來ようというものである。小稿はこの面での考察を進める端緒ともしたいと思う。

二　宋代兵士給與における本俸と加俸

宋代兵士の給與の基本として、南宋に先行する北宋禁軍の給與の一端にふれるならば、張方平は樂全集に、

三司勘會、陝西用兵以來、內外所增置禁軍八百六十餘指揮、約四十有餘萬人、通人員長行、用中等例、每人約科錢五百、月糧兩石五㪷、春冬衣紬絹六疋、綿一十二兩、隨衣錢三千、計每年共支料錢二百四十萬緡、糧一千二百萬石、（卷二三、論國計出納事）

と記し、中等禁軍の給與は月給としての料錢（五百文）と糧米（二石五斗）、それに春冬衣が基本であるとする。その際、中等に對して上等或は下等禁軍もあるはずで、例えば、張方平は上四軍[4]について

今之上四軍請給、比諸軍爲至厚、然月受千錢、正可買得一帽耳、（樂全集卷一八、再對御札一首）

と記し、料錢の優遇（一千文）を示す。宋史（卷一九四、兵志八、廩祿之制）によれば、禁軍月俸錢について「諸軍自一千至三百、凡五等」とし、糧米等について「自班直而下、將士月給粮、率稱是爲差、春冬衣有絹綿、或加紬布緡錢」とする。かくて、北宋兵士の給與は兵種・兵格により差等を伴うものの、月給錢米と春冬衣を基本としたといえよう。

さて、南宋兵士の給與であるが、右の北宋の制度が繼承された如くである。卽ち、台州所在の禁軍の給與を嘉定赤城志

（巻一八、軍防門）により表示すれば左の如くであるが、

軍名	白米	料錢	春衣絹紬	折布錢	冬衣絹紬綿	折布錢
雄節軍	一石五斗	四百八十文	二疋／	一貫七百文	二疋半疋十二兩	八百五十文
威果軍	一石二斗	六百文	二疋半疋	一貫八百四十四文	二疋半疋十二兩	八百四十四文

このうち雄節軍については「準熙寧三年宣下戍邊則例」とあり、給與則例が兩宋に連續するものなるを明らかにする。然して雄節軍・威果軍ともに給與は糧米・料錢・春冬衣を基本としたとみなせよう。

然し、南宋兵士の給與制度が北宋を全く繼承したと斷ずるには問題が殘る。卽ち右の雄節軍や威果軍は所謂就糧禁軍[5]であって、南宋では地方治安維持を主務とする二次的軍事力に過ぎず、行在衞護や北邊防備という大任を果したのは新に登場した大軍であったからである。それ故、南宋兵士給與の考察には、就糧禁軍の事例も重要であろうが、新な大軍兵士の給與にこそ注目すべきものといえよう。

そこで、南宋兵士の給與については、北宋を繼承するという前提に立たず、暫く別途に考えたい。先ず、南宋兵士の給與構成を考えるならば、慶元條法事類卷三七、庫務門、勘給、名例敕に一般給與について

諸稱請受者、謂衣粮料錢（厨料、醡菜錢、傔人衣、粮、隨衣錢、馬草料、及不言料而止言米麥者同）、餘並爲添給、稱請給者、謂請受・添給、

とあり、北宋同様に本俸（請受）は衣・粮・料錢の三者よりなり、給與全額（請給）は右の本俸（請受）と加俸（添給）よりなったと見爲される[6]。從って、大軍の給與も右の如き本俸と加俸で構成されたと見爲せよう。

さて、右の如き南宋大軍給與構成にあっては、特に加俸（添給）が注目さるべきものと思われる。卽ち大軍は行在衞護や北邊防備を主務とすることから、當然、出戍に關る加俸が支給され、この加俸は國家財政上に關りをもつばかりか、常

日頃から兵士個人の給與總額にもかなりの額を占めたと思われるからである。そこで南宋大軍兵士給與の考察にあたっては、加俸の存在から考えることにしたい。

出戍時の廩給方法の一般事例を宋史に尋ねると、

凡軍士邊外、率[27]分口券、或折月粮、或從別給（卷一九四、兵志八、廩給之制）

とあり、出戍兵の必要とする錢米は、「口券を分ち」「月粮を折する」と記すことからは本俸より支給された如くである。但し、次に「或從別給」とも記すから、加俸として支給されたかも知れぬ。そこで出戍或は同樣な任務に就く兵士に加俸があったか否かを北宋時代から尋ねることから始めたい。先ず、漕運兵士の場合であるが、宋會要稿（以下會要と略稱）、食貨四二、漕運二に

景德元年五月詔、京畿（原文幾）守凍綱運兵士、逐處縣分、依例接續、支口食料錢、仍每人特支醬菜錢百文、行運時、全支二百文、云云

とあり、景德元（一〇〇四）年當時の漕運兵士には行運時に二百文、守凍時に百文の醬菜錢の特支が認められる。これは出戍時の加俸に相當しよう。次に差出兵士の場合であるが、續資治通鑑長編（以下長編と略稱）に、

詔、諸軍差出者、每日特給口食、將校三升、兵給二升、舊惟防送者、給口食、餘並分擘家糧爲路費、吏部尚書曾孝寬言其不均、請別立法、故有是詔、（卷三六四、元祐元年春正月庚子條）

とあり、從來、差出兵士の路費は家糧より分擘していたのを、元祐元（一〇八六）年には罪人護送兵士同樣に、日額口食米二升を支給するに至っている。これも加俸の存在を示すものといえよう。從って、先の宋史廩給之制に、邊外兵士について、「口券を分ち」とあるは差出兵士に分擘する場合に相當し、「別給に從う」とあるは右の元祐以後の口食米支給の場合に相當するかと思われる。差出兵士の事例をもう一つ記せば、

戶部言、諸軍時暫差出、特給口食米豆、不得以別色斛㪷充折、如願請見錢者、據在市新米實價支給、其家糧、更不許

分擘、從之、（長編卷四九一、紹聖四年九月癸酉條）

とあり、これ又口食米が支給され、加俸が存在した。以上、數例ではあるが加俸の事例を尋ねた結果、出戍時の加俸（錢米）支給のことは、北宋末に定着したとみてよかろう。[8] なお、この際加俸が日給型式を基本としたこと、加俸支給に伴い家糧からの分擘廢止の措置のあったことに注目しておきたい。

要するに、宋代兵士の給與內容は糧米・料錢・春冬衣を基本とするが、北宋の制度を南宋大軍兵士がそのまま繼承したと安易に解すべきでないこと。給與構成は本俸と加俸よりなるが、南宋大軍の場合、出戍に際しての加俸の占める役割が大きいと豫想されること。出戍時の加俸の事例は既に北宋に認められること。以上の如き諸點に言及した。

既述の如く南宋大軍兵士の給與は北宋兵士のそれと別途に考察する必要があり、小稿も次節にこれを取り扱うことにするが、出戍時の加俸重視の立場からは、右にみた北宋における出戍時の日給形式による加俸の存在と家糧分擘廢止の措置は、なんらかの影響を南宋に及ぼしていると思われる。この點を念頭におきつつ、次節に南宋大軍兵士給與の具體例を尋ねたい。

三　南宋大軍兵士の給與錢米

南宋大軍兵士の給與に先立って、南宋初めの天子扈從兵士の例を尋ねるに、建炎以來繫年要錄（以下要錄と略稱）卷四四、紹興元（一一三一）年五月辛丑條の原註に、

（前略）案、今年三月一日、呂頤浩奏、自來養兵之法、止是逐月支月糧・料錢、卽無每日支食錢一百文、幷犒設一次體例、昨因自南京扈從南來、有司失於謀始、遂開此例、云云、

とあり、彼等の給與錢米は元來北宋の制を承け月糧米と料錢よりなるべきを、新に日給食錢百文も併給されたとある。加えて食錢とともに口食米も支給され、然もその日給錢米額は出來る限り優遇さるべきであったらしい。會要、職官五七、

俸祿雜錄上、紹興元年十月八日條には、

戶部言、昨緣行在班直軍兵請受不一、遂降指揮、隨本資、給月糧與口食米・料錢・食錢、並從一多給、

とあるからである。次に他の一般兵士の事例も擧げるならば、右の一文は更に續けて、

訪聞、外路諸州、誤將見屯駐軍兵、例從一多批勘、契勘、自來軍兵料錢、上軍至優者、每月不過一貫、今日支食錢一百、卽是每月三貫、已爲過優、若更依行在軍兵則例、從多支破、切慮、財賦有限、難以供億、欲除行在班直五軍等從一多支破外、其外路屯駐軍兵、止依舊制、支破食錢・口食、從之、

とあり、結局、外路屯駐軍兵には日給口食錢（百文）と口食米が支給されたことになる。右の場合、口食米の月額や日給糧米・料錢の有無は如何というに、章誼、章忠恪公集、論措置招安人爲三說（永樂大典卷八四一三、兵、詩文三、所收）の所說中の第二說を參照するに、

〔臣聞〕又行在諸軍月粮・口食・料錢・食錢、並從一多、今新招之人、日支食錢百錢省、口食二勝半、別無衣食・自營之資、追於老幼餬口之計、其撫養存恤、有所未盡者、二也、

とあり、新招兵士の給與は月給食錢百文省と米二升五合とあるのみである。招撫の兵士についても、紹興元年の范汝爲の亂に關って、廖剛、高峯文集卷一、投富樞密劄子 元年八月 に、

今雖號爲已就招撫、實未嘗受帥司節制、而仰食於官者、不知尙幾千、日費米二升五合、錢一百、

とあり、同樣である。この新招、招撫兵士の事例に依據すれば、南宋初期一般兵士の給與は月給糧米・料錢の支給はなく、日給口食錢百文と口食米二升五合前後が基本をなしたと思われる。

では、行在近侍の兵士と一般兵士に給與上の差異が生じたのは何故であろうか。近侍兵士優遇の發端は北宋末にあるらしい。既に崇寧四（一一〇五）年に蔡京が環衞の兵士に私恩をうるべく日給錢百五十文を支給した事は指摘した（註⑧參照）が、その後、開封陷落直前の事情を記した三朝北盟會編卷九七、諸錄雜記、夏少曾「朝野僉言」の一節（靖康元年一一

二六）には、在京禁軍に關って、

朝廷恐其作亂、仍分地彈壓、每日於常請受外、日支米二升、錢一百文、

とあり、日給錢米の加給が認められる。要するに、如上の北宋末の處置を繼承した結果、南宋初期の近侍兵士は給與として月給糧米・料錢のほかに「從一多給」という形で日給錢米を支給され優遇されるに至ったのであろう。ではその後は如何というに、この點は判然としない。ただ、韓元吉、南澗甲乙稿卷一三、上賀參政書に、

自渡江以來、西北之兵、萃于東南、則其蠹尤甚、（中略）西北軍額、皆繫于殿前、衣糧之外、日有食錢、諸路將兵、則衣糧而已、（中略）然殿前軍所募人、與逐路禁兵何異、而所給過倍、爲之計者、莫若遇殿前軍有闕、選于諸州禁軍而用之、循祖宗出軍舊制、更番迭戍、于彈壓之所、加其糧給、用以激勸、

とあるのが參考になる。參知政事賀允中[9]（在任紹興二十九年七月～三十年八月）に關る一文とすれば、紹興末年の事情を示すもので、必要とする要旨は、殿前軍兵士の給與は衣糧と日給食錢よりなり、衣糧のみの諸路將兵のそれに「所給過倍」と說くものである。諸路將兵に台州就糧禁軍の事例を充ててみるならば、「衣糧而已」とある給與錢米は月給糧米と料錢よりなることになる。從って、これに過倍するとある殿前軍の「衣糧之外、日有食錢」とある給與錢米は月給、日給兩錢米の併給よりなったかと思われる。かくて、紹興末年に至っても一部兵士は北宋同樣に月給・日給兩樣の給與錢米を併給され優遇されたかの如くである。但し右の韓元吉の一文は殿前軍でも西北出身に關る兵士の記述であり、殿前軍全てに充てはまるともいえない。併給のその後については斷定を差し控えたい。

一方、一般兵士の給與のその後は如何というに、日給形式を主體とした如くである。そもそも南北宋交替時に大多數の兵士に月給・日給兩錢米の併給の餘裕はない筈で、既に南宋初めの新招兵士の給與は日給錢米よりなっていた。その後に具體例を尋ねるならば、孝宗朝の事例として、洪适、盤州文集卷四二、論招軍之弊劄子 隆興二年自淮東赴行在供職上殿 に、

今之錢穀、枵竭可憂、軍兵日得百金、分其半以出戍、既不能給其家、又不能餬其口、邦用無餘、難以增益、

とあり、日給百金とする。淳熙年間に池州の知事であった袁説友も、

臣頃守池州、兩年之間、蓋嘗親見軍屯士卒貧窮怨嗟之狀、且今士卒日給、雖等殺不同、大率不過二升半米與百金而已、此固從昔定數、何前日可以自存、而今日遽謂不足哉、（東塘集巻九、寛恤士卒疏）

と記す。この場合、「此固從昔定數」とあるから、日給錢百金と米二升五合なる錢米は淳熙年間の池州のみでなく、南宋大軍一般の標準的給與であったとみてよかろう。次に給與の優遇で知られる效用軍士[10]の事例をみれば、

建炎二年、御營使司、始請募沿海州軍海船、防托海道、船主、比效用法、借補名目、其人船等第、給起發錢、……備戰敢勇人五千、日米二升半・錢百、家各給米一石・錢千、（淳熙三山志巻一四、版籍類五、州縣役人、海船戶）

とあり、敢勇人に日給米二升五合・錢百文とともに優遇條件と解される「家各給米一石、錢千」の支給があった。その他效用兵に、

今日之招軍、每效用一名、日支食錢三百・米三升（原文斗）、（王之道、相山集巻二〇、又與汪中丞劃一利害劄子）

と、日給錢三百文・米三升の事例があり、又、

效用日得之鏹、三倍於兵、（中略）姑以揚州帥司言之、所謂效用陸百拾肆人、歲費大農錢、幾柒萬緡、米陸阡石、（洪适　盤州文集巻四二、論招軍之弊劄子）

とあり、これも日給と解され、換算して三百文餘り、二升七合餘りとなる。更に義士軍の事例をみれば、理宗開慶元（一二五九）年招置義士軍（沿江制置司所屬）として、

每名支軍裝錢三百貫、贍家稻一十碩、日支十八界三百文・米三升、（景定建康志巻三九、武衛志二）

とあり、これ又日給錢米形式であった。

かくて、南宋兵士のうち、大軍や效用・義士等の兵士の給與は日給形式を繼續するもの多く、南宋前期の大軍では、錢百文、米二升五合を日給基準としたかに解される。

以上の如く南宋大軍兵士の給與を理解すれば、その日給錢米が、他の兵士の給與や物價事情に比べて如何であったかが問題となる。今、池州大軍兵士の日額錢百文、米二升五合を例とすれば、月額で錢三貫文・米七斗五升となる。この錢米額に對比すべく、衣川強氏の勞作[11]に依據して南宋の一般的米價の推移を概括するならば、㈠草創期　米一升三十錢前後、㈡安定期（紹興末年から寧宗朝まで）　十二・三錢から二十四・五錢、㈢衰退期（理宗朝以後）　五十錢前後、とみなされる。當面、草創期の三十錢をもって池州大軍兵士の月給錢額三貫文を米額に換算すれば三石となる。それ故、池州大軍兵士は月に三石七斗五升の米を入手出來ることになる。同樣の手續で就糧禁軍たる台州雄節軍の糧米と料錢を換算合計すれば一石六斗六升となる。給與諸項目のうち錢・米二項目の合計による比較にすぎぬが、池州大軍兵士の給與は台州就糧禁軍の給與に優位したことになる。これを敷衍し得るならば、南宋初期の日給よりなる大軍兵士の給與錢米は北宋に引き續く月給よりなる就糧禁軍の給與に優位したといえよう。ところで、衣川氏の分類によると、南宋の米價は孝宗淳熙年間に安定を示すが、袁說友によると、當時の池州の米價は騰貴しており、大軍兵士の生計は困窮し、兵士は怨差した、とあった。この限り、給與に優位を示す大軍兵士もその額には不滿足であったことになる。特に家屬ある兵士にそれが認められる。例えば、淳熙初年に四川制置使兼知成都府であった范成大の范石湖大全集（永樂大典卷八四一三、兵、詩文三所收）論蜀兵貧乏劄子には、

臣契勘、蜀中養兵、用民力者五十年矣、宜軍中之富實、而邇來貧乏者衆、甚軫顧憂、原其致貧之由、皆謂、初招軍時、止是單身、其後婚娶、人口漸多、勢不能給、

とあるからである。かくて對策として、

（淳熙）八年五月十八日、臣僚言、朝廷比年支降緡錢、賜內外諸軍口累重者、云云（會要、兵二〇、軍賞）

とある如く、家累重大錢（米）などと稱さる錢米の支給が見出せるが、その際の資金は直接兵士に分給せず、まず營運せしめる事例もあることから[12]、かかる救濟策はかなり一般化していたと思われる。從って大軍兵士の給與は優遇されていた

といっても、なお不満が残ったものとみなせよう。

要するに、南宋前半の大軍兵士の給與錢米は日給形式を主體とした如くで[13]、受給額は凡そ錢百文・米二升五合であり、月給形式の就糧禁軍の給與に優位したが、大軍兵士にはなおこの支給額を不充分とする場合もあったらしい。從って彼らは更に加俸の期待を持つわけで、次節にはこの面からも出戍（相當）時の加俸を考察してみたい。

四　南宋差出兵士と給與錢米

既に北宋兵士に差出時の加俸錢米のあるは指摘した。本節ではこれに對應して南宋（大軍）兵士の差出時の加俸を尋ねるが、先ず加俸錢米一般について、安部博士の前掲論考に依據して言及したい。

博士は宋代全般の廩給制度を明らかにされたが、給與錢米の實給は券を媒介とする手續を經て行われ、家屬と生計を異にする出戍の際も券を必要とした、とされた。そこで官員の赴任や兵士の差出途次の場合を考えると先ず官員の場合、驛券・倉券・館券などを介して錢米等の手當が支給されていた[14]。次に兵士の場合、罪人押送に際して、

詔、今後應差兵級公人等、部送罪人、除合破口券外、每人遂日添支食錢五十文、所至州縣、卽時批支、仍令監司、常切覺察、（會要、刑法四、配隸、紹興三年三月十九日條）

とあり、口券が用いられていた。なおこの外に添支食錢五十文とあるに留意したい。更に急脚遞鋪兵に關って、江南東路提刑張匯の言によれば、

乞下諸路應奏與詳覆等、並須專差院虞候或有行止急脚子二名投下、被差人、並破口券、仍量添食錢、（會要、方域一〇、急遞鋪、紹興三年七月四日條）

とあり、口券が與えられたばかりか「量添食錢」とも記される。加えて押送馬兵士における口券の事例も指摘出來るが[15]、その口券及び錢米實額の子細については、會要、兵二五、馬政雜錄、隆興二（一一六四）年七月九日[16]の臣僚の言を提示し

たい。これは四川茶馬司より買馬八千匹を三司並びに江上諸軍に攤發する際、多弊なることから、「合行措置」として四項の處置を記す一文であるが、その第二項に、

一、差廂禁軍、牽馬長行、日支米二勝、銅錢六十文、委是贍給不足、難以責辦、今欲、逐人日支銅錢一百五十文、川界折支錢引三分、米依舊二勝半、（中略）回程到川、約四千八百里、空行每八十里爲程、欲破六十券、雖有指定州軍支給、例多阻節、今後欲、於左藏庫及鄂州總領所、各支三十券、乞下逐處、不拘窠名、於應干官錢內、卽時支給、

とあり、官馬押送兵士に對する口券の存在を明らかにするが、後文に「有旨」として、

第（原文等）二項、行下應經由處、長行日支銅錢一百文、餘依舊、

とするから、長行兵士の場合、口券を介して錢一百文と米二升五合の實給があったことになる。

要するに、宋代官員・兵士の行路の錢米は券を介して支給されたのであり、その際の南宋諸兵の實給額は馬綱兵士の日額米二升五合、錢百文なる數値を目やすとみてよかろう。

以上、官員・兵士の行路における錢米支給方法ならびに支給額を尋ねたが、出戍時の大軍兵士の場合は如何であろうか、以下に分擘口券の事例を手がかりに考察したい。

兵士が任務を遂行するにあたって糧秣を携行するにしても、限りのあることであるから、出戍途次や長期駐留には、何らかの手續を經て錢米が補給されたはずである。そして北宋末、逃亡兵收管の事例として、

宣和二年手詔、逃亡頗多、仰宣撫司措置以聞、童貫言、〔凡逃軍〕若見出戍者、卽破口券轉押、赴本路、駐泊州軍、並依前項指揮免罪、依舊收管、（中略）並從之、（宋史卷一九三、兵志七、召募之制）

とあるによれば、一般の出戍途次の兵士錢米も口券を介して支給されたものであろう。勿論、南宋では既揭の如く、孝宗隆興元年に關る洪适の劄子に「鎭江諸軍出戍、自來不曾供請、亦不分擘券曆」とか「其預勘銀子及公據、係出軍之日、就鎭江一頓支請、轉變錢物、置辦路費」とあり、口券の分たれぬ事例もあるが、更に降って光宗紹熙元（一一九〇）年正月

十四日の權知漳州傅伯壽の言には、

左翼水軍五百餘人、皆屯于泉州、乞移撥五七十人、於漳州駐劄、以防海道、詔可、於泉州左翼軍、差撥水軍五十人并舡一隻、分擘口劵、及老小前去漳州、替換步軍五十人回軍、（會要、兵六、屯戍下）

とあり、分擘口劵の事例を見出せるから、口劵使用のことは南宋に繼續したといえよう。但し時に分擘口劵には變化があった。先ず會要、兵二〇、軍賞、淳熙十二年九月十九日條に、

淮東總領吳琚言、本路先準已降指揮、內外諸軍、差出牧馬并更戍官兵、免分擘口劵、特令每人支鹽菜錢三十文、米二升半、照對、鎭江屯駐諸軍、每遇差出盱眙・高郵軍、梅・楚州守戍、所支鹽菜錢米、自來糧料院直候到戍守處、方起支、比其更替、又自離戍日、卽便住支、往回並無支破錢米、竊見、步軍司差出六合縣守戍人、自出門日起支、其更替到寨日、方始住支、理合一體、從之、

として、淳熙十二（一一八五）年の牧馬・更戍に關る差出官兵は、已降指揮により分擘口劵が免ぜられ、別に鹽菜錢三十文、米二升五合を支給されたと記す。分擘口劵により支給される錢米は本俸錢米の一部よりなると解するならば、ここに差出兵は分擘口劵が廢され鹽菜錢三十文、米二升五合が支給されたということは支給錢米上に優遇措置が與えられたことになる。勿論これによって、分擘口劵制度が廢絕されたわけではなかった。既に紹熙元年の事例で存續を承知するが、會要、兵二六、馬政雜錄中、淳熙十六年閏五月十七日條の牧馬官兵の記事によれば、

侍衞步軍副都指揮使梁師雄言、本司諸軍、遞年將肥壯馬、差往湖州下菰城牧放、其新綱病瘠駞負等馬、往西溪牧養、照得、下菰牧馬官兵內有家累人、除量行擘劵外、又承指揮、各人依出軍例、日添口食米二升五合、鹽菜錢三十文、並於湖州按旬幇支、所有差出西溪牧馬官兵、卽無添破食用、係於在寨本身請納內、按旬津發、

とあり、要旨は臨安より湖州差出の侍衞步軍の牧馬官兵で家累ある者には「量行擘劵」とともに出軍の例により、口食米二升五合と鹽菜錢三十文を添支する、というものであるから、鹽菜錢米の支給に併せて分擘口劵制の存續は明らかであ

る。この場合、出軍の例によるという一句から當時の出戍兵には分擘口券制とともに加俸錢米併給の制が施行されていたことに特に注目しておきたい。なお、右の一文に臨安から西溪への差出牧馬官兵には添支錢米がないばかりか、西溪へ本身請給より按旬津發させて、分擘口券の措置のないことが記されるが、これは西溪の地が臨安近郊に位置したためと解される。この措置から、分擘口券實施の條件の一端も明らかになったといえよう。

ともあれ、ここに出戍兵に分擘口券ばかりか添支錢米の措置あるを見出したが、會要、兵六、屯戍下、慶元元（一一九五）年正月十九日條にも、

殿前司言、鎭江都統司屯駐與揚州、止隔一水、本司去揚州僅數百里、卽與鎭江軍附近差人、事體不同、紹熙三年內條劃、差千人戍守揚州、蒙朝廷指揮、許依步司出戍六合人例、分擘口券、添破錢米、支給犒設借請等、今乞朝廷檢照施行、從之、

とあり、殿前軍の出戍に關って、紹熙三（一一九二）年には分擘口券と添支錢米のことが併せ行われ、慶元元（一一九五）年には更に適用範圍が擴大されていたことが明らかになる。更にその後、蒙古の擡頭する嘉定年間にもこの制度は存續していた。卽ち、會要、兵六、屯戍下、嘉定七（一二一四）年九月十八日條の侍衞步軍司の言によると、當時の侍衞步軍の六合縣出戍は二千人であるが、不測に備え侍衞馬軍二百人騎と火頭傔兵六十人の差撥が望まれた際、

所有差出人馬、乞下所屬、並照出戍例、分擘請給、添破錢米、支給借請、起發犒設、

とあり、分擘請給と添支錢米が乞われており、

詔、令步軍司、（中略）所有合用錢糧草料、令淮東總領所、疾速照例支給、

とあるから、實施に及んだことになる。

この様に出戍兵に添支錢米が與えられた後も分擘口券が長期に亙って併存した一因は、出戍兵に對する添支錢米額の不充分さにあるかと思われるが、ここに更めて嘉定年間に注目したい。卽ち當時嘉定七年七月には眞德秀の上奏により金へ

の歳幣が罷められ（宋史巻三九）、十年四月には金軍が光州から樊城に入寇する、といった風雲急の時代であって、右の分擘口券にも變化が生じた如くである。嘉定十年の金軍入寇に呼應する如く、會要によると、

樞密院言、諸處出戍官兵、舊例係分擘口券前去、訪聞、在寨家口、卻至贍給不敷、合宜優恤、詔、諸軍見出戍官兵、特與並免分擘口券、全給其家、所有本身每日合添支錢、並與添作一百文、自今降指揮日爲始、內更願依舊分擘者聽、（兵二〇、軍賞、嘉定十年四月二十一日條）

とある。つまり在寨家口の贍給不足に對處すべく分擘口券が罷められ、併せて出戍兵の受給錢米の不足を補うべく添支錢額が從來の三十文から百文に增額されているのである。これを要するに、戰時體制強化の必要からか、出戍兵の本俸は全額が家屬に支給され、家屬の生計に餘裕を與えるとともに、出戍兵には分擘口券を罷める代りに口食米二升五合と新增額の鹽菜錢百文が添支されたのである。新展開といえよう。

以上、宋代の給與錢米が券を介して實給に至る事情に言及し、南宋出戍兵の必要錢米の支給には分擘口券の措置あるをみ、その推移を尋ね、後に分擘口券のほか、口食米（二升五合）、鹽菜錢（三十文）の加俸錢米のあるを證し、次いで戰局の進展に伴い、分擘口券が廢止される一方で、鹽菜錢が百文に增額されるを指摘した。

ここに至って、兵士の給與に加俸錢米の占める役割が一層重大となったといえよう。次節にはこの出戍時の加俸錢米と口券の關りを考察したいと思う。

五　加俸錢米と生券

加俸錢米と口券について考察するにあたっては安部博士の論考が想起されねばなるまい。卽ち、博士は宋代廩給制度上の生（口）券、熟（口）券を主題とされたからである。本節では先ず博士の論考に依據しつつ加俸錢米と生券との關係を考察することとしたい。

初めに生券の具體例を一つ擧げるならば、

（咸淳）九年、四川制置司有言、戍兵生券、人月給會子六千、蜀郡物賈翔貴、請增支月給九千、（宋史卷一九四、兵志八、廩給之制）

とあり、南宋末度宗咸淳九（一二七三）年、四川出戍兵に生券を介して支給する會子六千文（日給二百文）が九千文（日給三百文）への增額支給を計られたことが判明する。次に理宗寶祐四（一二五六）年ころと解される[24]吳潛の奏文を記すと、

定海水軍、出巡把港、警捕盜賊、皆經涉鯨波、自來並無生券、臣並與照諸處大軍例、令支每日口券錢米、（吳潛、許國公奏議卷三、奏蠲諭海冠復爲良民及關防海道事宜）

とあり、從來出巡把港等の任に從事するも何らの加俸に與らなかった明州定海水軍兵士に大軍の例に照らして（生）口券を介して錢米支給を乞うものである。ここに生券は南宋最末期の四川だけでなく、理宗朝の一般的大軍兵士の出戍時にも存在し、然も支給實體は錢米なることが判明する。さて、奏文によれば、吳潛はかかる生券の支給を定海水軍にも求めたのであるが、その後開慶元（一二五九）年に施行されていたことは、

定海水軍、舊例、月差軍兵出洋、其目有三、曰三洋巡逞、曰北事探望、曰港口守把、異時差卒不多、率應故事、不支口券、（中略）大使丞相分閫以來、（中略）每兵令項月給生券錢七貫、米七斗、（開慶四明續志卷五、探望）

の一文で明らかである。然して右の大使丞相とは吳潛を指すこと勿論であるから、先の奏文と併考して、生券の知見を深められるというものである。卽ち、既に安部博士も兩文を對比され、〔生券〕の語がこの際〔口券〕の語と全く同一の意味に用いられることを指摘されたが、從って月額錢七貫、米七斗とある生券錢米は「令支每日口券錢米」（奏文）と等置され、生券實給額は凡そ日給錢二百三十文、米三升五合ということになる。然も「每兵令項（別項[25]ノ意）」とあるから、生券は加俸と解される。このことは、同じ明州の夜飛山永平寨（明州ト越州ノ境ニ位置ス）に派出される定海水軍五十名の〔軍兵生券〕について、

毎名月添支米七斗五升、錢一十貫、歳計米四百五十石、錢六千貫文、並係制府創支、（開慶四明續志卷五、新建諸寨、夜飛山永平寨）

とあることからも知られよう。[29] ともあれ、以上の諸例から出戍兵への生券を介する加俸錢米支給のことは、南宋後半期に普遍的に行われたとみなせよう。

次に生券錢米支給のことが何時に遡って明らかになるかを考えたい。大軍に關る最も早い事例は、安部博士の引用された、

自秦檜當國、陰與金人相結、沿邊不宿重兵、故大軍屯于江山、有急出戍、給之生券、（袁燮、絜齋集卷四、論備邊劄子、二）

なる記事であるらしい。秦檜當國時代、つまり高宗紹興年間ということになる。然し右の一文では實給錢米の內容が明らかでない。そこで何時から內容が明らかになるかを上述の明州水軍の事例を手がかりに考えたい。再言するに、從前、明州水軍の出巡時の錢米は口券の支給がなく、本俸からの支給であったが、吳潛に至って大軍の例に照して生券を介して日給口食錢米が支給に及んだのであった。さすれば同樣に大軍出戍時の錢米も、本俸からの支給を改めて生券による加俸錢米支給の體制に移行したと解して誤りなければ、その過程を尋ねることによって自ら生券錢米の推移も明らかになるに違いあるまい。ここに前節に指摘した淮東出戍兵に分擘口券とともに鹽菜錢と口食米を支給するに至ったとする淳熙十二年の事例が注目されることになる。卽ち右の鹽菜錢と口食米を大軍出戍時の加俸の始りと見なし得るならば、明州水軍における生券の始りと目的を一にするものであり、從ってこの加俸錢米が生券を介して支給されることを明らかに出來れば大軍における具體的內容を伴う生券支給の始りは遲くとも孝宗淳熙年間にあるとみなせるからである。

そこで出戍時の加俸錢米と生券を等置出來る事例を明州定海水軍を手がかりとして尋ねてみたい。まず開慶四明續志に先行する寶慶四明志卷七、敍兵、制置司水軍の項に定海水軍の出戍に關る記述を求めると、

三姑・岑江・烈港・海内・白峰五寨土軍、亦聽水軍統制節制、歳自十月朔、巡檢指使、同將佐、領土軍二百五十人、水軍五十人、于三姑山卓望、三月朔乃止、嘉定七年、從攝守程覃請也、

とある。卽ち嘉定七（一二一四）年に土軍と水軍は冬春の間、三姑山の卓望についたわけであるが、引き續く一文に、

五寨雖聽水軍節制、然各有寨官統轄、無舟船可以往來、水軍相去遙遠、所謂節制者、皆具文、卓望三姑、則有生劵之費、

とあり、三姑山の出戍には生劵が支給されていたという。

ところで、會要、方域一九、益置海寨をみると、

嘉定七年十月二十日、權知慶元府兼沿海制置司公事程覃言、本司准樞密院指揮、仰措置、防拓海道、見得控扼、北來緊切形勢、全在慶元府昌國縣管下海洋三姑山、（中略）今來正當防海之時、乞將三姑都巡檢幷烈江・岑江兩指使三寨、倣傚溫州城下水寨例、並撥隸本司水軍、仍聽慶元府統轄、每歳自十月初一日爲始、不問有無邊警、制置司定當更輪巡檢指使一員、部領分撥三寨軍兵二百五十人、前去三姑山、出戍卓望、仍於水軍差撥官兵五十人、揍爲三百人、（中略）〔撥發訓練官兵五十人〕並兩月一替、候來年三月初一日春和、放散歸寨、（中略）詔、並依、每日添支鹽菜錢三十・米二升、仰本司、照應支給施行、

とある。これは明らかに寶慶四明志に記す嘉定七年の程覃の奏を詳細に記載したものである。三姑（山）寨差撥兵士は「前去三姑山、出戍卓望」とあるから、出戍兵であり、先の四明志によれば生劵（錢米）を受給すべきものであった。然るに右會要の詔には、「每日添支鹽菜錢三十・米二升」とある。從って四明志・會要の兩書にみえる三姑山出戍兵が同一のものである以上、三姑山出戍兵の加俸錢米は生劵を介して支給される鹽菜錢三十文と（口食）米二升ということになる。三姑山出戍兵の加俸錢米と生劵が等置され、その錢米額も大凡判明したという事實をもって、大軍兵士の出戍時の加俸の事例に適用解釋して支障なしとすれば、先に指摘した淳熙十二年の淮東出戍兵の加俸錢米も生劵と等置され、この生劵を

介して加俸が實給に到ったとみなせることになろう。

ここに大軍出戍時の生券支給のことは、既に高宗紹興年間にあるを承知するものの、その錢米支給の子細は次の孝宗淳熙年間に分明に及んだことになる。然して出戍時の加俸錢米と生券を等置し得るならば既知の事例を整理することによって、淳熙十二年以降の生券錢米額の具體的推移を明らかに出來よう。次表がそれである。

年代	錢（文）	米（合）	出典
淳熙一二（一一八五）	三〇	二五	會要軍賞
嘉定七（一二一四）	三〇	二〇	會要方域、寶慶四明志
嘉定一〇（一二一七）	一〇〇	?	會要軍賞
開慶元（一二五九）	二三〇（三三〇）	二三	開慶四明志
咸淳九（一二七三）	二〇〇（三〇〇）	二五 ?	宋史兵志

右表を參照して、生券の推移を略述すれば、南宋初期の出戍兵には、分擘口券により本俸の一部を割いて錢米を支給していたが、既に紹興年間の秦檜當國時代に生券支給のことも生じていた。これは分擘口券により給與が二分され、出戍兵・家屬ともに生計に苦しんだためと思われる。ただ當時の生券の內容は明らかではない。具體的數値が判明するのは次の孝宗淳熙年間からである。卽ち、先ず出戍兵に分擘口券の措置が廢され生券を介する錢三十文・米二升五合程が支給された。その後分擘口券のことも復活していたが、寧宗嘉定十年に分擘口券は廢止され家屬の生計を安定する措置がとられるとともに、出戍兵への生券錢は、百文に增額された。かくて出戍時の生券錢米額は錢百文・二升五合にほぼ定まった如くで、このことは理宗朝まで續いた（第七節參照）のである。その後、南宋末期の物價上昇は錢額の改定を餘儀なくさせた如くで、既に理宗朝でも浙東明州では開慶元年に三百文餘に增額され、度宗咸淳九年の四川でも同樣であった。以上の如

く生券の推移を辿るならば、生券支給制度の確立が南宋北邊防備力の整備を示すものと解されると共に生券錢額の增額に及ぶ推移は背後に經濟破綻に伴う兵力の弱體を豫想させるものであり、南宋政權崩壞の一因を示すものといえよう。

要するに南宋出戍兵に加俸錢米が支給されるに至るや、廩給制度上には生（口）券を介して錢米が實給に至ったことが判明し、その錢米額の推移も辿ることが出來た。次節にはこの生券の理解を深めるためにも、安部博士が生券と對比された熟券を考察してみたい。

六　熟券についての見解

先ず熟券言及の手がかりとして、安部博士が生（口）券とともに熟（口）券に與えられた見解を提示しよう。卽ち博士は、

生券とは生軍事を目的とする軍士に對して支給された加俸としての口券の謂ひであり、熟券とは熟軍事を目的とする軍士に對して支給された本俸としての口券の謂ひであると信ずる。（前掲論文、四、生熟兩「口券」の存在理由）

と解された。小稿が前節までに得た生券に對する見解も、幸にしてこの博士の見解に齟齬するものではあるまい。從って博士が生券同樣に精緻な考究を施し導かれた〝熟券は熟軍事における本俸としての口券〟なる見解[23]も搖ぎない斷案と察せられるのであるが、なお念のため博士の見解に導かれつつ熟券の關連事項を尋ねることにしたい。

先ず、博士は熟券を熟軍事・本俸と結びつけて論ぜられたので、第三節で行った南宋兵士の平時受給錢米に再度整理を加え、更に二・三の資料を補うことから始めたい。既述の如く就糧禁軍たる台州雄節軍の給與は北宋禁軍の系譜を引き、月給糧米一石五斗・料錢四百八十文であった。新たに漢陽禁軍の事例を擧げれば、嘉定頃の人、黃幹の勉齋集卷二四、漢陽條奏便民五事の「三修軍政」には地方に禁軍・廂軍のあるを指摘した後、漢陽の場合として、

臣守漢陽、嘗觀諸軍之請給、廂軍月糧五斗、禁軍倍之、

と記す。漢陽禁軍の従前の月糧は一石前後と解される。そして後節によれば、

臣到任之初、廂・禁軍、各添支月糧五斗、復與之料錢數百、嫁娶生育、則助其費、疾病則以藥、差出日久、則贍其家、

とあり、新に月糧五斗と料錢數百文が添支されている。漢陽禁軍の給與は料錢數百文、糧米一石五斗前後に及んだと解される。次に殿前軍の給與は、韓元吉に依るに（就糧）禁軍に過倍する額であり、月糧、料錢に加えて日給錢米をもって構成されたと解された。最後に屯駐大軍の給與については、

乾道九（一一七三）年至蜀、大軍月給米一石五斗、不足贍其家、（宋史卷三八七、虞允文傳）

とあり、月糧標示であるが一石五斗前後と解される。[33] なお、右の「不足贍其家」場合などに累重家口錢等の添支のあるは既に指摘した。

南宋諸兵の平時給與額を右に提示したのであるが、その際、漢陽禁軍の例にみる如く、平時にあっても意外に加俸的錢米の存在に氣付かされるであろう。そこで類似の事例を更に尋ねるならば、先ず營繕監修官に關って、

已有本身請給、又有券錢、今又添支逐日食錢、委是太優、（李光、莊簡集卷一一、乞罷營繕添支狀）

とあり、監修官として通常の任を果しているに過ぎぬと思われるのに請給の外に已に券錢[34]があり、新に食錢が添支されている。次に廂軍に關って、

一、契勘、本州卽日見管屯駐外州軍兵士一百四十二人、數內二十一人、在州執役、一百二十一人、各係監司及屬官等處白直、並只於逐處陳狀、乞作本州屯駐之名、移文前來、勘請添支錢米、是雖有屯駐之名、實不曾親到役、計前項見管人數、除身分月糧外、一年添支米九百餘石、錢五百餘貫、此外又於監司州軍、添支口券、是一卒有三色請受也、（廖剛、高峯文集卷五、漳州到任條具民間利病五事奏狀）

とあり、本俸の外に添支錢米と口券が支給されていた。更に急脚遞斥堠兵卒の場合、祕書省校書郎洪邁の言に、

既有月給米、又有俸麥、又有夜粮、又有食錢、以禁軍三人之費、不能贍一走卒、（會要、方域一〇、急遞鋪、紹興二十九

年二月二十五日條）

とあり、これ又各種添支錢米が存在した。

かくて、官員・兵士に諸種の加俸支給のあるを知り得た。これらは特別任務遂行に關る加俸の場合もあろうが、漳州廂軍の場合を例にとれば、本俸たるべき身分月糧の外に口券と添支米錢の支給があり、口券を出戍時の加俸としての生券と同じきものとみれば、殘る添支米錢は平時からの加俸と見爲せるのであって、平時にも加俸は行われていたことになる。この見解を大軍に適用し得るならば、大軍には生券を介する出戍時の錢米の外に平時の錢米が加俸としてあり得たことになろう。

そこで宋代廩給制度として、熟券と生券という二樣の口券を介して錢米が支給される場合を考えるならば、生券は出戍に伴う加俸に關るものであるなら、熟券は本俸ならびに平時の加俸に關るものとなろう。ここにおいて、安部博士の「熟券とは……本俸としての口券の謂ひである」とする見解には瑣少ながら補足を加える必要があろうかと思われる。ただ、平時の加俸錢米が存在するとしても、固定長期的に支給されていたとすれば、實質は本俸に準ずるわけで、博士の見解は根幹において全く妥當であるといえよう。

以上、南宋兵士給與錢米には、生軍事における生券を介する加俸錢米の外に平時の加俸のある事情を指摘し、これと熟券との關りを瞥見した。次節に更に考察を深めたい。

七　生券と熟券の解釋

先ず出戍時の給與のあり方を尋ね、前節を引繼ぐ手がかりとしたい。卽ち金との對峙に言及した吳泳（嘉定二年進士）の一文によると、

一、江面之兵、平時多遣戍淮、旣有家糧、又費生券、今宜用生券之費、就淮上地頭、招兵戍守、却令戍邊之兵、歸護

江面、如此則費不增而兵多、誠爲兩利、（鶴林集巻二〇、邊備劄子）

とあり、淮上出戍兵の給與は生券と家糧よりなっていた。又、右の生券をもって現地募兵の經費に充て、出戍を罷めんと說くからには、殘る家糧は兵士の基本給と解される。かかる生券と家糧の事例は蒙古と對峙に及んだ時代にも見出せる。卽ち李曾伯、可齋雜藁巻一九、奏襄樊經久五事は理宗淳祐年間の襄陽・樊城に關る奏文であるが[27]、その第一事に、

一、襄陽一城、周圍餘九里、樊城亦近四里有半、夾漢而壘、要非三萬人不足以守、見今屯戍、計二萬一千餘人、（中略）然諸軍皆客戍也、春事既定、他路所調者、將歸元戍、本部所調者、亦當踐更、士卒寧無家累之懷思、往來且有道路之疲弊、兼是軍身出戍、老小在家、生券・家糧、官給兩分、此非可久之計也、

とある。要旨は、襄陽戍守には三萬人を必要とするも、現在あるは二萬一千人に過ぎず、しかも家屬を後置しての客戍で、兵士には懷鄕の念や道路往來の疲弊があり、官には生券と家糧の負擔がある、とするものである。客戍の制は長久の計でないと說くとともに出戍兵の給與が生券と家糧よりなるを明示する[28]。

では、李曾伯は襄樊の戍りを如何にしようとしたのであろうか。彼は右の奏文に更に新策を論じている。先ず壽春の具體例を擧げて、

臣向在淮閫、修復壽春、次年卽移屯廬州義士軍七千餘人、改付壽春駐劄、自此壽春兵戍、遂省此一項生券、而此軍亦與此城相爲固守、

と記す。要旨は、李曾伯の淮南制置使たりし時、壽春府出戍兵に代えて廬州義士軍[29]を駐劄せしめ、生券の經費を省いた、とするものである。これによって、本來は出戍地でも駐劄兵には生券支給の不要なるが判明するが、彼はこれを襄樊の地に應用せんと考えたのであって、更に、

今襄陽戍兵、恐亦當用此策、（中略）臣愚擬乞、朝廷行下制司、然軍前商確、且以萬人爲率、議令移屯、臣去歲已曾支錢、令襄陽府計置、創造寨屋萬間、以備屯駐、

と說く。要點は、一萬人を襄陽に移屯させるべく、前年より屯駐に備えていた、とするものであるが、彼の狙いは、客戍兵に代えるに移屯による屯駐兵をもってすれば、襄陽でも兵士は家屬との別離や更戍往來の嘆が消え、當局は生券が省かれ、家糧の支出のみで濟む。ということであり、實現に一歩を進めていたわけである。

これまで出戍に對する李曾伯の見解を尋ねたが、この際新に提示された家糧について要約すれば、出戍兵にとって家糧とは給與全額から出戍加俸に關る生券額を除いたものであり、屯駐兵にとっては給與全額である、と理解して大綱に誤りあるまい。とすれば、この家糧と前節言及の熟券とは甚だ共通要素をもつと思われる。以下にこの點に留意しつつ、更に李曾伯の論を尋ねることにしたい。先ず彼は前文に續いて襄陽移屯の具體策を論ずる中で、

臣又近曾行下襄陽、府內戍軍、有願授田自耕、將來欲移家者、令近城良田給付、姑以此誘之、但以軍人挈家就道、券食僅給其身、一行移徙費用、官司所當優恤、臣計筭一萬人一年生券、合該米九萬石、十八界交三十六萬貫、若蒙朝廷捐一年之費、下制司分作兩次、給付願移軍人、於起行到戍日、各支一半、俟其到戍之後、則各人熟券、卽係總所任責、向後此萬人、不煩朝廷科降、雖一時之費用、實永久之利也、

と記す。說くところの要旨は、襄陽屯戍兵の受田自耕し移家を願う者あれば近城良田を給付するを以て誘致し、その際の擧家移住には兵士に券食を給するのみでなく、家屬の費用も優恤する。凡そ屯戍一萬人の生券錢米は米九萬石と十八界會子三十萬貫であるから、これを移徙の費に充當したい。移駐後（の支出）は熟券のみでよく、熟券（の給付）は總領所の責務であるから以後は朝廷の科降は煩さない。（移屯）に一時的支出增を要するも、將來にとって利益である、というものである。この見解に依據すれば、熟券とは家屬ともども移駐した兵士――自營耕作從事の場合も含めて――に支給さるべきもの[26]であり、然も家糧と等置出來ることになる。又一萬人の生券錢米額を換算するに一人日額錢百文、米二升五合となる。第五節に言及した如く、生券錢米額は孝宗淳熙年間から理宗淳祐年間まで長期に亙って安定していたといえよう。[27]

かくて、生券と熟券の理解に一歩を進め得たと思うが、更に李曾伯の提起した襄陽移屯策の實施の有無を尋ねるなら

ば、彼は、

一、邊頭遣戍、不如移屯、蓋遣戍則家粮・生券、一兵有兩兵之費、越戍折洗、往來有道路之勞、移屯則不過一番支費、可以永戍、向來淮襄皆行之、（可齋雜藁後集卷五、條具廣南備禦事宜奏）

と記し、淮襄での實施を明示する。更に成果も擧った故であろう。廣南路での施行も求めている。出戍に代って屯駐、つまり生券制に代る熟券制の適用擴大が豫想されよう。

これ迄の知見を整理すれば、理宗朝では出戍兵には生券と家糧の支給を要するが、出戍地における屯駐兵には家糧のみでよく、これは熟券に等置出來るものであった。又、生券の具體的錢米額も明にし得た。然し家糧（熟券）の內容は、先の「遣戍則家粮・生券、一兵有兩兵之費」なる記述が參照になるくらいで、なお不明である。そこで再び李曾伯に尋ねることにしたい。以下に引用する彼の「救蜀楮密奏」（可齋續藁後集卷三）は理宗寶祐年間の蜀楮の弊を論ずるものであるが、熟券の第一等の資料でもある。卽ち、

（前略）然則今欲救蜀楮、莫若令通用京楮、（中略）見今蜀人已重京楮、若降一指揮、權時施宜、何所不可、但欲行此策、當先計約軍券、邇來制總司、屢次增支券錢、屯駐兵熟券、見月支第一料四百貫、屯戍軍生券、見月支第一料六百貫、却有支鹽在外、然以百貫易一銀交、是熟券月得四貫、生券月得六貫、得四貫者止該十八界會八百文、得六貫者止該十八界會一貫二百文、

とあり、寶祐年間の四川の生券・熟券の具體的存在が明らかとなる。これによる新知見は、先ず四川の生券錢額の事例を追加し得たことであり、次に四川でも屯戍兵に生券が、屯駐兵に熟券が支給されており、生券・熟券制の地域的普遍性が證されたことである。但し、支給錢額においては、四川の場合、熟券は四川第一料で四百貫、銀會子で四貫、東南十八界會子で八百文に相當し、生券は同樣に六百貫、六貫、一貫二百文に相當する、とあるから、明らかに既知の生券錢額とは相違する。從って、生・熟券制は普遍性を有するも內容的劃一性をもつものではないと解されよう。

ともあれ、新たに提示された熟券・生券の錢額を既知の事例と併せて比較することによって、生券・熟券の知見は更に深められよう。李曾伯は蜀楮の弊を主題としたため、生券・熟券に關る米額の言及を闕き殘念であるが[36]、兩者の錢額を比較するに、四川の生券は熟券に優位した。この場合、四川生券月額六百貫は東南會子一貫二百文に相當し、これは日額四十文に換算される。既に承知の襄陽等の生券錢額は長く百文であったから、これに比べ四川生券錢額はかなり少額であり、從って熟券錢額はなお少額ということになる。かくて淮邊の事情に明るい李曾伯が四川生・熟券錢額の是正を計るのは當然であろう。卽ち彼は先の一文に續けて、

軍貧而怨、良以此故、今當與之、照東南例、共支京交、且以熟券日二百、生券日[37]一百計之、熟券月可得京交六貫、生券月可得京交三貫、却令制司與損鹽數、是屯駐五萬人、歲支熟券不過三百六十萬、戍援寬作三萬人、歲支生券不過七十二萬貫、共該四百三十二萬貫、朝廷歲檢此數、付蜀制總給軍券、每歲更以羅價斟酌、從而給助、

と記し、四川生券・熟券錢額を東南例に準ぜしめんとしている。咸淳九年の四川生券に會子九千なる事例があるから、彼の提言は採納されなかった如くであるが、右の一文は重要な知見を與えてくれる。第一は四川の生券と熟券が軍券と併稱され、總（總領所）・制（制置司）兩所が關與していたことである[38]。第二は熟券の日給錢額が二百文（東南例）と明示されたことである。ここに既知の生券錢額と對比して考えるに、生券錢額を百文とすれば熟券は二倍である。生券は出戍兵の加俸に關り、熟券は家糧分に相當し、家屬を凡そ三口[39]と解すれば、生券百文、熟券二百文なる比率は妥當といえよう。次に他の兵士の料錢と對比するに、熟券月額換算六貫文は北宋上四軍料錢一貫文に六倍し、南宋就糧禁軍（台州雄節軍）料錢四百八十文に十數倍である。理宗朝を物價上昇・楮幣亂發の時代[40]と解しても、熟券錢額は如何にも多額に感ぜられる。そこで二百文の妥當性が問題となるが、今第三節を想起するに、高宗扈從兵は月給・日給錢米が併給され、屯駐大軍兵士は日給錢百文・米二升五合に加俸があった。扈從兵は勿論のこと、大軍兵士も日給錢額は百文と加俸分を併せて百文以上が確保されていたことになる。從って、理宗朝の熟券錢額二百文は後代の物價上昇、會子による支給という條件を加味すれ

ば不當に高額とはいえまい。これを要するに、當時の熟券錢額二百文は生券錢額百文その他と對比しても妥當なものであり、それ故にここに明示された熟券錢額二百文なる事例は重要といえよう。

かくて、熟券について考察を加えた結果、熟券は出戍相當地における屯駐（移駐）兵に支給される口券で、出戍兵の家糧に相當するものであり、襄陽のみでなく、四川にも存在が知られ、その普遍的施行も明らかとなった。又、生券と熟券の支給錢額は理宗朝の東南例によれば、日額で前者は百文、後者は二百文なることが判明した。從って、出戍兵の全受給錢額は生券分の百文と家糧（熟券）分の二百文の計三百文であり、屯駐兵のそれは熟券分の二百文ということになり、生券・熟券內容の大凡の對比が出來た。更に李曾伯の說く經費輕減策とは出戍兵を屯駐兵に改めて生券分一人日額百文を輕減せんとするものであるが、こうした處置が各地に行われれば、南宋北邊の要地には廣範に生券・熟券制が併置されたことであろう。

以上、從來不分明であった熟券について多少の知見を加え得たと思うが、熟券については生券とともになお考察すべき點が多い。次節には今迄の考察の結果を要約するとともに、生券・熟券問題の歸するところ、考察を放置し得ぬ元代生券軍と熟券軍についての展望を述べることにしたい。

八　生券軍・熟券軍についての展望

小稿では先ず南宋北邊防備の主力をなした大軍兵士の給與錢米を尋ね、日給を基本型とする給與錢米が就糧禁軍等の給與に比べ優遇されているのを明らかにした。次に出戍時の給與を尋ね、加俸錢米の面でも次第に增額に及んだことを明らかにした。

かかる給與に優遇をうける大軍兵士があって南宋政權は維持されることになるが、大軍の最重要任務である出戍時の加俸錢米が如何にして支給されたかを尋ねた結果、生（口）券によるものなるが明らかとなり、その生券錢米の增額の推移

も辿ることが出來た。又、生券に併せて存在が指摘される熟（口）券にも管見を加えた結果、生券が出戍兵の加俸錢米に關る口券なるに對して、熟券は出戍相當地にある屯駐兵の給與錢米に關る口券であり、その支給内容は出戍兵の給與を構成する生券錢米と家糧のうち、家糧分に相當し、理宗朝の襄陽の場合では、生券錢額百文に對し熟券錢額は二倍の二百文であった。そして財政負擔輕減のためにも理宗朝の襄陽等では生券の支給を要する出戍兵を熟券の支給のみでよい屯駐兵に改める處置もとられたのである。南宋後半の北邊防備はこうした出戍・屯駐兩軍よりなる大軍兵士によって果たされたことになろう。

さて、南宋末に至って大軍の防禦の對象は金から元に改った筈である。その際、元との對峙の過程にあって、大軍とは稱呼を異にする生券軍・熟券軍の存在が注目される。實は安部博士の論考もこの生券軍・熟券軍の解明にあったのである。博士の論ぜられた如く、生券軍・熟券軍は元側の資料に見出される宋からの新附軍であるが、すぐれて南宋末襄陽を中心とする宋元攻防の推移の中に登場するものである。從って南宋政權維持の中核をなしたものと解される。かかる重大な任務を期待された生券軍・熟券軍が博士が論ぜられた如く、その給與を生券・熟券を介して支給されたことから元側に名付けられたとすれば、生券軍・熟券軍の解明を進めることが、生券・熟券の理解を深めることになろう。

今、生券軍・熟券軍の推移を詳細に言及する餘裕はなく、別稿に委ねたいが、以下に展望だけを提示しておきたい。即ち南宋後半における北邊の緊張高揚は宋軍の出戍兵の增加をまねき、生券錢米の支出を增大させた筈である。南宋政權にとって出戍地での錢米支出の增大は財政負擔の增加や漕糧增額の必要をもたらしたに違いない。このため襄陽にあっては、李曾伯の言にみた如く、加俸の支給を要しない屯駐兵に出戍兵を改めたり、現地糧米調達のため屯田策が企てられたのであった。かくて出戍相當地に出戍兵と家屬同伴の屯駐兵が併置されるに至り、彼等はそれぞれ生券・熟券を介して錢米を受給したことから、元側に生券軍・熟券軍と稱呼されたのであろう。宋側の李曾伯に生券・熟券の言及を、元側の資料に生券軍・熟券軍の事例を襄陽の地に見出すのは、特に同地が宋元對峙の頂點に長年位置したためと思われるが、この

襄陽を度宗咸淳七（一二七三）年奪われると、數年後に南宋は國を失うことになる。この間に元は宋の大軍、特に元と直接矛を交えた出戍兵や屯駐兵を吸收していったのである。彼等は南宋軍事力の主體であったから、元もその取扱いに愼重を期したものと思われる。その出戍兵・屯駐兵を給與支給上の差異に依據して生劵軍・熟劵軍と稱呼したばかりか、安部博士が證された如く、一方は遠く日本遠征軍に充當し、一方は歸農せしめるという如く、待遇上にも大きな相違を生じたものであろう。

九　おわりに

南宋政權維持の主力をなした大軍兵士は、日給形式の給與錢米において優遇され、出戍に際しては加俸錢米が支給されるに至った。出戍兵はこの加俸錢米を生劵を介して受給したが、この經費を輕減すべく出戍相當地に出戍兵と併置された家屬同伴の屯駐兵は、出戍兵の家糧分に相當する給與錢米を熟劵を介して受給したのであった。

かような給與を受給する大軍が存在したから、南宋は北邊に金・元という強敵を迎えながら一世紀半に及んで政權を維持出來たのであろう。

又、元軍にとって、かかる出戍兵・屯駐兵よりなる第一線の南宋大軍を無視出來ず、彼等を給與支給上の差異に着目して生劵軍・熟劵軍と稱して理解したものと思われる。

今後、この生劵軍・熟劵軍に更に究明を加え、もって南宋大軍の解明の一助とし、南宋政權の基盤を明確にしたいと思う。

註

① 拙稿「南宋初期軍制についての一考察」（集刊東洋學第二八號）參照。

② 拙稿「南宋大軍倉管見」（集刊東洋學第三一號）參照。

③ 安部健夫「生熟劵支給制度略考」（桑原博士還曆記念『東洋史論叢』所收）（安部健夫『元代史の研究』再收）

④ 上四軍については「天武・捧日・龍衛・神衛各二十指揮、謂

之上四軍、不出戍」（東京夢華錄卷四軍頭司）とあるを參照。

⑤ 拙稿「宋代就糧禁軍について」（國士館大學文學部人文學會紀要第四號）參照。

⑥ 犒設、供請、家累重口錢、雪寒錢等を如何に解すべきか問題はあるが、暫く言及はひかえたい。

⑦ 「率」字、今百衲本による。

⑧ なお、加俸支給事由には次の如きものもある。

崇寧四（一一〇五）年、蔡京謀逐王恩、計不行、欲陰結環衛及諸士卒、乃奏皇城鋪兵、月給食錢五百者、日給二百五十、自是每月頓增四貫五百、欲因以市私恩也、（宋史卷一九四、兵志八、廩給之制）

⑨ 宋史卷二一三、表四、及び宋宰輔編年錄卷一六、參照。

⑩ 曾我部靜雄『宋代政經史の研究』第六章、「宋代の效用兵」參照。

⑪ 衣川強「官僚と俸給――宋代の俸給について續考」（東方學報京都第四二冊）

⑫ 會要、兵二〇、軍賞、淳熙五年六月二十三日詔、參照。

⑬ 大軍兵士の給與は日給錢米形式をとり、班直兵や韓元吉の記す殿前軍兵士の給與は月給・日給併給錢米形式をとると斷定するには、なお暫く愼重でありたい。例えば、會要、兵四、弓箭手には、紹興二年五月十六日の詔として神武五軍下の弓箭手に權りに月額三斗の口食米を添支するが、後文に、

以神武中軍統制楊沂中言、本軍見管陝西漢弓箭手、近及二百人、先是建炎二年、於本路起發前來赴行在、到今四年有餘、累次扈從聖駕巡達、委有勞效、兼逐人從軍日久、例各有老小三兩口、除每日支破口食錢米外、別無請給、養贍不足、故有是詔、

とあり、月額三斗の添支は、日給食錢米の不足を補うものであった。これを鄕兵の事例と見捨てることも出來るが、一方、この弓箭手は神武中軍に屬し、四年に亙り「累次扈從聖駕巡達」とあるからには、近侍の兵士とも見なせるのであって、班直兵が日給錢米を受給したことにもなろう。又、洪适は既揭の如く兵士の日給錢額を百金と記すが、別に、

〔臣契勘、鎭江諸軍出戍〕除月粮米、折麥錢幷新添錢米、存留養贍老小外、其預勘銀子及公據、係出軍之日、就鎭江一頓支請、轉變錢物、置辦路費、及分留贍家、其二分見錢及口食米、卽就軍前、逐旬支請、云云（盤州文集卷四二、戍兵請給驅磨阻滯劄子）

とも記す。鎭江大軍の出戍には月粮米・折麥錢・新添錢米・銀子・公據があり、軍前では二分見錢と口食米が支給される、とする內容であるが、このうち月粮錢・折麥錢・銀子・公據は本俸であろう。從って月粮米を素直に解すれば、大軍兵士も月給形式の給與の支給をうけたとも解されよう。これを要するに、班直兵士、大軍兵士の給與形式の斷定はなお愼重を要することになる。

⑭ 宋史卷一七二、職官志一二、奉祿制下、給券に次の如くある。

京府按事畿內、幕職州縣出境、比較錢穀、覆按刑獄、並給券、其赴任川陝者、給驛券、赴福建・廣南者、所過給倉券、入本路給驛券、皆至任則止、車駕巡幸、群臣扈從者、中書・樞密・三司使給館券、餘官給倉券、

⑮ 會要、兵二四、馬政七、雜錄、紹興三十二年七月九日條「批支草料并管押官牽馬人兵口食錢米」に關る川陝宣諭使虞允文の申ならびに詔、參照。

⑯ この前後、繫年に錯簡があるらしい。今、隆興二年と解しておく。

⑰ 沈括、夢溪筆談卷二、官政。宋史卷三二四張亢傳、參照。

⑱ 出戍兵と口券については、會要、兵一、鄉兵、宣和六年五月一日、中書省の言、參照。

⑲ 盤州文集卷四二、戍兵請給驅磨阻滯劄子。なお右劄子が隆興元年のものなるは、前掲安部論文、補考、參照。

⑳ 吳潛は宋史卷四一八、本傳によるに寶祐四年に沿海制置大使判慶元府となっており、許國公奏議の奏文の順序からも寶祐四年と解される。

㉑ 以下に引用する開慶四明續志は開慶元（一二五九）年に成ったものであり、吳潛は同書卷一、增秩因任によれば、開慶元年八月に判寧國府に轉じているからである。

㉒ 令項の解については安部博士の論考參照。

㉓ なお、右月額錢米を日額に換算するに約錢三百三十文、米二升五合となる。同じ明州水軍にありながら、先の出巡水軍兵士錢米額とに差異があるが、その理由は明らかでない。

㉔ 博士は前掲論文で、熟軍事を「戍守・守城など間接な防備守禦に任ずること」とされ、生軍事の「緩急に應じ、軍に臨み直接敵に對抗すること」と對比されている。

㉕ 第三節の池州大軍の場合、日給錢百文、米二升五合であった。月一石五斗と差異があり過ぎる。後考をまちたい。

㉖ この券錢は（楮）券と（見）錢の意かと思う。

㉗ 李曾伯は淳祐十年三月京湖制置使に除せられている。錢大昕、十駕齋養新錄卷九、京湖制置參照。

㉘ 生券を介するものではないが、出戍兵に家糧のほかに錢米を支給することは北宋にもあった。卽ち續資治通鑑長編卷二二五、元豐四年八月丙辰條に、

詔、應出界戰兵、除家糧外、各支口食糧米二升并鹽菜錢、

とあり、同樣な事情の記述は同書卷三六四、元祐元年春正月庚子條、卷四九一、紹聖四年九月癸酉條などにある。北宋のかかる事情については後考をまちたい。

㉙ 義士軍の給與については第三節既引の景定建康志卷三九、武衞志二、沿江制置司增置軍額、義士軍、參照。

㉚ 安部博士のいわれる熟軍事に相當しよう。

㉛ 生券による受給錢額については、可齋續藁後集卷九、回奏庚遞宣諭に、

其二、則江淮諸路官兵入嶺、生券日支百省、雖比外路稍優、云云

とあり、又同書卷六、回宣諭兵粮奏にも券錢の不足を說いた後「據新戍舊戍人數、以日支一百省計算」とあり、足錢ではないが日額百文とある。なお割註には「他處生券皆是新會、廣中生券皆是見載」とあるから、一般に會子で支拂がなされたと解される。見錢・會子、足錢・短錢などの差異はあろうが、ほぼ南宋を通して百文が基準とみてよかろう。

㉜ この資料は、既に曾我部靜雄『宋代財政史』所收論文「南宋の紙幣」三、四川交子註二〇に掲示されている。

㉝ 出戍地滁州のこととして、永陽續志（永樂大典卷七五一六、倉、東倉所引）に、

東倉、屋七十間、門樓三間、廟子一間、內五十間椿積廒、一十間生券廒、五間淮東熟券廒、五間淮西熟券廒、並金知郡任內起造、在東門大街之北、

とあり、出戍地に生券・熟券制の併存を察知させるが、同時に熟券廒は糧米貯納のためのものであるから、熟券は米を賈給に及んだこと明らかである。

㉞ 四庫全書珍本初集本「熟」と記すも、靜嘉堂本により「日」に改む。

㉟ 生券・熟券はともに兵士の給與錢米に關るものであるから、總領所の關與は當然であるが、生券に制置司が關與していたことについては、可齋雜藁卷二〇、回奏置遊擊軍創方田指揮、可齋續藁前集卷三、四乞休致奏、同書同卷、乞免兼湖廣總領奏、などを參照。

㊱ 奏襄樊經久五事（可齋雜藁卷一九）の第一事に、「或謂、萬家形屯、除軍身外、姑作一家三口、則是三萬口」とある。

㊲ 全漢昇「宋末的通貨膨脹及其對於物價的影響」（歷史語言研究所集刊第十本）參照。

On the Wages Paid in Money and Rice to the Soldiers of the Ta-chün 大軍 in the Southern Sung 南宋

—The Problem of *sheng-ch'ien* 生券 and *shu-ch'ien* 熟券—

Hiromitsu Koiwai

The Ta-chün was the locus of armed military strength for the maintenance of the Southern Sung government. This essay will investigate the wages paid to the soldiers in the Ta-chün and will attempt to advance our understanding of the Ta-chün. First, in the analysis of wages, we shall be looking at such issues as the following: (a) the standard for the wage was made up of a basic wage and an incremental one; (b) a daily wage was the norm; (c) the amount of the wage was generally in excess of that paid to soldiers of other divisions of the armed forces; and (d) during military campaigns, the incremental wage was paid and there were changes in its size. Secondly, in connection with this incremental wage, we shall investigate the *sheng-ch'ien* and the *shu-ch'ien* based on the work of Professor Abe Takeo 安部健夫, and we shall be looking at such issues as the following: (a) the *sheng-ch'ien* was related to the incremental wage paid during military campaigns, and the basic wage was paid separately to one's family; and (b) in order to make reductions in incremental wages during military campaigns there was an arrangement to convert fighting soldiers into billeted soldiers and the *shu-ch'ien* was related to wages paid to billeted soldiers. We shall also present a view of the *sheng-ch'ien* and *shu-ch'ien* soldiers. In sum we can say that the Southern Sung government was able to resist the onslaught from the north for over a century because of the existence of the Ta-chün.